

現場説明書

関東森林管理局

業務名：令和8年度 帰還困難区域内の国有林にかかる航空レーザ計測成果による森林資源解析業務
業務場所：福島県飯館村 長泥国有林 2310 林班外

【説明事項】

1 一般的事項について

(1) 入札説明書等

入札公告、入札説明書、業務請負契約書(案)、業務費内訳書、特記仕様書、現場説明書、位置図。
上記及び競争契約入札心得等については関東森林管理局ホームページ>公売・入札情報に掲載。

(2) 安全に関すること

- ア 業務現場の責任の明確化及び安全作業を徹底すること。労働安全衛生法等の関係法令を遵守するとともに、墜落、物の飛来等危険防止の措置、保護具の完全着用を徹底すること。
- イ 一般者が立ち入らないように、安全上必要な場所には、柵・看板等により「立ち入り禁止」の措置、「危険区域」の表示を行い、周知徹底できるようにすること。
- ウ 林道の通行には十分注意すること。

(3) 土地の利用に関すること

請負業務の実行上必要な土地で、当該契約業務箇所以外の用地が必要な場合は、事前に監督職員の指示を受けること。

(4) 火気の取扱いに関すること

火気を使用する場合は後始末を徹底し、山火事等を起こすことのないように十分留意すること。

(5) 請負代金の請求は、支出負担行為担当官 関東森林管理局長あて請求すること。

2 契約の保証について

(1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行前橋支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏 経理課長 吉田正義」を記載する。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約等担当官等の指示によること。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超えている場合は、別途超過分を徴収する。

- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに、保管金の払渡しを求めるとの旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府等保管有価証券提出書

- (ア) 政府等保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行前橋支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付き国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府等保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「関東森林管理局 有価証券取扱主任官 経理課長 吉田正義」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官

等の指示に従うこと。

- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保管有価証券は会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに、政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払を保証する銀行等の保証にかかる保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、保証事業会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金を受け入れを行う組合とする。

- (イ) 保証書の宛て名の欄には、「支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村孝典」と記載するように申し込むこと。

- (ウ) 保証債務の内容は、業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

- (エ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

- (カ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官の指示に従うこと。

- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、銀行から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (ク) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書(保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証にかかる保証

- (ア) 公共業務履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務履行を保証する証券である。

- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村孝典」と記載するよう申し込むこと。

- (ウ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

- (エ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

- (オ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

- (カ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村孝典」と記載するよう申し込むこと。

- (エ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

- (オ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。

- (カ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる。

イ 落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員の全部が中小企業者(中小企業体基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社及び個人をいう。)であって、その数が3人以下である場合又は構成員のうち業務実行能力が最低と認められる者の等級(競争参加者選定事務取扱要領(平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通達)第5条の規定により付された等級をいう。)が当該共同企業体の等級より2等級以上下位である場合を除く。

3 業務用器材等の運搬関係

道路交通法改正により大型貨物自動車等の過積載に対する罰則が強化されたことに伴い荷受人にもその責を課せられることになり、違法運転の背後責任による逮捕又は起訴された場合は指名停止となるので大型貨物自動車等に十分に注意すること。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(以下「発注工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

5 実行関係について

業務終了後の引上げ時には、業務のために使用した跡地は原型に復し後片付けを完全に行うこと。

6 その他

(1) 採用歩掛について

ア 積算のための歩掛かりは「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領」(以下、「積算要領」という)を基本とするが、積算要領に定めのない歩掛りについては「森林・林業部における航空レーザ計測積算ハンドブック(一般社団法人 日本林野測量協会)」(以下、「ハンドブック」という)で定めている歩掛を積算の参考資料として準用する。

イ 積算要領及びハンドブックに定めのない歩掛りについては、一般社団法人 日本林野測量協会に所属する関東森林管理局管内の複数社へ見積依頼をして回答を得た歩掛の平均を採用とする。